

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県行政書士試験手数料条例	公布日	平成12年3月24日	
条例番号	平成12年三重県条例第3号	直近改正日	平成12年12月26日	
所管部局課	総務部法務・文書課	電話番号	059-224-2163	
条例の概要	地方自治法第228条第1項の規定に基づき、行政書士法第3条の行政書士試験を受験する者に対する試験手数料の徴収等に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の類型	委任型	
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第227条の規定により特定の者のためにする事務について手数料を徴収することができ、同法第228条の規定により手数料に関する事項は条例で定めることが必要である。行政書士試験の実施のために必要な経費に充てるため手数料を徴収することが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	行政書士試験は、行政書士法第3条第1項の規定に基づき毎年実施している。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第227条及び第228条第1項、行政書士法第4条の19並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令第44項の規定から、適法である。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	手数料の額については地方自治法第228条第1項ただし書の規定に基づく政令で、納付方法については行政書士法第4条の19により指定試験機関の収入として同機関に直接納付することを規定し、実務上の食い違いはない。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第228条第1項及び行政書士法第4条の19の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	納付される手数料は、指定試験機関の事務処理費用として使用され、かつ事務の実施に関しては総務大臣及び事務を委託する県の承認を受けて実施しているものであり、効果及びコストの配分は適正と考える。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	行政書士試験という特定の者のために行う事務に対する手数料の徴収であり、限定的なものである。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	行政書士試験という特定の者のために行う事務に対する手数料の徴収であり、限定的なものである。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無